

令和元年度 第1回東京都広告物審議会

令和元年7月1日（月）

東京都庁第二本庁舎31階特別会議室22

午前10時02分 開会

○米田緑地景観課長 定刻をちょっと過ぎてございますけれども、ただいまから令和元年度第1回東京都広告物審議会を開会させていただきます。本日はご多忙のところ当審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

私は当審議会事務局の都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長米田でございます。よろしく願いいたします。会長に議長をお願いしますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、現在出席の委員の方は15名でございます。東京都屋外広告物条例第63条第1項の定足数を満たしていることを報告いたします。

次に、本日お手元にお配りした資料を確認させていただきます。議事次第、座席表、資料1から2のほか、「東京都屋外広告物条例の手引」「屋外広告物のしおり」「東京都広告物審議会運営要綱」を用意いたしております。すべてお揃いでしょうか。不足がございましたら事務局へお申し付けください。

それでは進めさせていただきます。

初めに、都を代表いたしまして東京都技監の佐藤より一言ご挨拶申し上げます。

○佐藤都技監 おはようございます。本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を差し上げたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より屋外広告物行政にご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。本日は委員改選後初の審議会ということになります。18名の方に引き続き委員をお願いするとともに、新たに4名の方にご就任いただくということになります。皆様のお力添えを引き続きお願いいたしたいと申し上げます。

東京都では国際競争力の強化などに資する都市基盤の整備や、快適な都市環境の形成など、活力とゆとりある高度成熟都市の実現に向けた取り組みを実施しております。東京の魅力を高めていくために、都市における屋外広告物の規制はどうあるべきかということもますます大事になってくるというふうに考えてございます。現在、渋谷駅中心地区の大規

模開発に伴いまして、大型デジタルサイネージの設置についてご審議をいただいているところがございますが、このような都市開発の機会を捉えた、地域の個性を生かした景観形成への誘導は、ますますこういうことも出てくると存じ上げております。

また、近年活用が広がっているプロジェクションマッピングにつきましても、魅力的な夜間景観の形成が図られるように、規制の見直しはどうあるべきかという検討を進めてまいりました。引き続きご審議のほどをよろしくお願い申し上げたいと存じます。

東京2020大会までいよいよあと1年余を残すところとなりました。今後、大会の祝祭感を盛り上げるための屋外広告物の特例許可の案件というのも増えてくることと考えてございます。これらにつきましても、良好な景観を形成し、東京の魅力を高める観点からご審議をいただきたいと考えております。

今後とも委員の皆様方におかれましては、美しく風格のある東京の実現のために引き続き活発なご審議、ご議論をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○米田緑地景観課長 本日は委員改選後初めて開催する審議会でございます。委員22名中4名の委員が新たに就任されました。そこで、まず委員の皆様をご紹介いたします。お手元でございます資料1の「東京都広告物審議会委員名簿」をご覧ください。恐縮でございますが、私から名簿の順にご紹介させていただきます。

佐々木宏委員でございます。

○佐々木委員 佐々木でございます。

○米田緑地景観課長 有賀隆委員でございます。

○有賀委員 よろしくお願ひします。

○米田緑地景観課長 佐藤尚巳委員でございます。

○佐藤（尚）委員 佐藤でございます。よろしくお願ひします。

○米田緑地景観課長 山形季央委員は本日はご欠席でございます。

加藤幸枝委員でございます。

○加藤委員 よろしくお願ひします。

○米田緑地景観課長 松本守委員は本日ご欠席でございます。

小池知子委員でございます。

○小池委員 よろしくお願ひいたします。

○米田緑地景観課長 山崎善久委員でございます。

○山崎委員 よろしくお願ひいたします。

○米田緑地景観課長 松原隆一郎委員は出席予定でございますが、ちょっと遅れていらっしやるようです。

清水きよみ委員でございます。

○清水委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○米田緑地景観課長 鈴木弘貴委員でございます。

○鈴木委員 よろしくお願ひします。

○米田緑地景観課長 西尾昇治委員は本日ご欠席でございます。

山田眞二委員につきましても本日はご欠席でございます。

中川知明委員でございます。

○中川委員 中川でございます。よろしくお願ひいたします。

○米田緑地景観課長 横山巖委員でございます。

○横山委員 横山です。よろしくお願ひいたします。

○米田緑地景観課長 石原能郎委員でございます。

○石原委員 石原です。よろしくお願ひいたします。

○米田緑地景観課長 保坂展人委員は本日ご欠席でございます。

臼井伸介委員も本日はご欠席でございます。

坂口拓也委員は本日は代理の方がご出席いただいでございます。

○坂口委員（代理） 代理の警視庁羽谷と申します。よろしくお願ひいたします。

○米田緑地景観課長 佐藤伸朗委員でございます。

○佐藤（伸）委員 よろしくお願ひします。

○米田緑地景観課長 三浦隆委員につきましては、本日は代理の方がご出席いただいでございます。

○三浦委員（代理） 建設局高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

○米田緑地景観課長 安藤俊雄委員につきましては、本日は代理の方がご出席いただいでおります。

○安藤委員（代理） 代理の東京消防庁伊勢村でございます。よろしくお願ひします。

（松原委員出席）

○米田緑地景観課長 松原委員がいらっしやいましたので、松原隆一郎委員をご紹介させていただきます。

皆様ありがとうございました。なお、佐藤都技監につきましては公務の都合によりここで退席させていただきます。ご了承のほどお願いいたします。

(佐藤都技監退席)

○米田緑地景観課長 それでは続きまして会長の選出に移らせていただきます。

広告物審議会の会長につきましては、東京都屋外広告物条例第60条第1項の規定に基づき、学識経験者の委員のうちから委員の皆様の互選により選出していただくことになっております。いかがでしょうか。どなたか推薦はございませんでしょうか。

○加藤委員 広告物審議会委員として長年の実績がおありの有賀隆委員に会長をお願いしたいと思います。

○米田緑地景観課長 ただいま、有賀委員に会長をお願いしてはどうかというご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○米田緑地景観課長 異議なしというお声をいただきました。有賀委員には恐縮でございますが、会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(有賀委員、会長席に着く)

○米田緑地景観課長 それでは、東京都広告物審議会運営要綱第5条の規定に基づきまして、有賀会長に議長をお願いいたします。有賀会長、よろしくをお願いいたします。

○有賀会長 ただいまご指名をいただきました有賀隆でございます。審議会会長として議事進行をさせていただきます。どうぞご協力方、よろしくお願い申し上げます。

前期の平成30年度の審議会、それから2つの小委員会、規格小委員会、特例小委員会でも、先ほど技監からもお話がありましたけれども、デジタル映像装置に関連するような新しい媒体を使った広告のあり方であるとか、移動体の広告であるとか、さまざまな新しいメディアを使った広告というのがそれぞれの小委員会でもご議論いただいて、その結果を踏まえて審議会ですさまざまな審議をさせていただきました。

こういったものはまだ過渡期であるとは思いますがけれども、即応していろんな解決をしていかなければいけない議題もありますし、一方で個々の広告の独創性ですとか、創意工夫とか、そういう特徴を伸ばしつつ、全体としての調和、特に街並みとの調和とか、都市景観との調和というのは常々問題になるわけですから、そういう観点から両面から委員の皆さん方のそれぞれご専門の知見を生かしていただいて、忌憚のない審議をさせていただきたいと思いますので、ぜひご協力方、よろしくお願い申し上げます。

それでは着座して進行させていただきます。

では、会長代理の指名というところに移らせていただきたいと思いますが、東京都屋外広告物条例第60条第3項によって、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するということになっております。そこで、この際、会長代理を指名させていただきたいと思います。大変僭越ではございますけれども、私のほうからぜひ佐々木委員をお願いしたいと申し上げますが、いかがでしょうか。お引き受けいただけますでしょうか。

○佐々木委員 はい。会長のご指名でございますので、微力でございますが、務めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

○有賀会長 どうもありがとうございます。また、佐々木委員には審議会運営要綱第12条第2項に基づきまして、私とともに議事録への署名人になっていただきます。こちらの件もどうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、小委員会の設置について事務局からご説明をお願い申し上げます。

○小野屋外広告物担当課長 屋外広告物担当課長の小野でございます。私のほうから小委員会の設置につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料2をご覧くださいと思います。広告物審議会の中には、従来から審議の迅速性、効率性を確保するため、2つの小委員会を設置してございます。1つは特例小委員会、もう1つは規格等検討小委員会ということになります。こちらの委員会につきまして、今期も引き続き設置することにつきましてご審議をお願いするものでございます。

1番目の特例小委員会、こちらは屋外広告物条例の第64条に基づく小委員会でございます。(1)目的・審議内容としましては、本小委員会は条例第30条による広告物等の許可に関する調査審議ということで、いわゆる特例許可の審議を行うことを目的としてございます。

条例第30条の中では、条例上の基準、規格には合致しないものであって、景観又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で特にやむを得ないものについては、広告物審議会の議を経て許可することができる、としてございます。

(2)構成でございますが、審議会委員(学識経験者)の内から会長が指名する5名で構成するというふうになっております。

(3)権能としましては、小委員会の議決をもって審議会の議決とすることができるようにさせていただきます。

2つ目の規格等検討小委員会でございます。こちらは広告物審議会運営要綱第14条に基づく小委員会でございます。目的・審議内容としましては、本小委員会は都内の多様な景観特性に応じた規制の導入、広告技術や建築技術等の発達に伴う新しいタイプの屋外広告物等について調査審議することを目的とするものでございます。

具体的には、区や市が独自に定めた広告物規制（地域ルール）を都条例、規則上の基準とする際の検討、広告物等の規格の見直し、禁止区域の告示等に関することなどでございます。昨年度につきましては、プロジェクションマッピングの規制の内容についてご審議をいただいていたところでございます。

構成としましては、審議会委員等の内から会長が指名するというふうになっております。

以上につきまして、今期についても引き続き2つの小委員会を設置しまして、それぞれの案件のご審議をお願いしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○有賀会長 どうもありがとうございました。ただいまご説明いただきました資料2でございます小委員会の設置について、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言をよろしくお願い申し上げます。いかがでしょうか。

それでは、まず資料2の1で特例小委員会のご説明をいただきましたけれども、こちらの特例小委員会の設置についてお諮りいたします。資料2にありますとおり、特例許可のための小委員会を設置しようと思存しますが、委員の皆様方、いかがでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○有賀会長 どうもありがとうございます。それでは、異議なしというお声でございますので、特例小委員会の設置について議決されたものとさせていただきます。

続きまして、この特例小委員会の委員の指名に移らせていただきます。

特例小委員会委員の指名については、条例第64条第2項の規定により、学識経験者の審議会委員の中から会長が指名する委員5名をもって組織するというふうでございます。そこで学識経験者委員から5名の委員を、大変僭越ではございますが、私のほうからご指名をさせていただければと存じます。

まず、山形季央委員、加藤幸枝委員、小池知子委員、鈴木弘貴委員、最後に私、有賀隆でございます。以上5名で構成させていただきたいと存じます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○有賀会長 どうもありがとうございました。今、異議なしというお声をいただきましたので、この5名に決定させていただきます。

それでは続きまして資料2の2でございますが、規格等検討小委員会の設置についてお諮りいたします。こちらも資料2に先ほどご説明いただいたとおり、規格等検討のための小委員会を設置しようということでございますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○有賀会長 ありがとうございます。それでは、異議なしということでございますので、規格等検討小委員会の設置について議決されたものといたします。

こちらについても、続きまして規格等検討小委員会の委員の指名に移らせていただきます。

規格等検討小委員会委員の指名については、広告物審議会運営要綱第14条第2項の規定により、委員等のうちから会長が指名する委員によって組織するとあります。そこで条例第58条各号の委員から最低1名、合わせて9名の委員を、こちらも僭越でございますが、私のほうから指名をさせていただきます。

まず、学識経験者の中から5名、最初に佐々木宏委員、次に佐藤尚巳委員、加藤幸枝委員、山崎善久委員、松原隆一郎委員、広告主の代表委員のうち西尾昇治委員、広告業者の代表委員のうち横山巖委員、関係行政機関代表委員のうち坂口拓也委員、東京都職員のうち佐藤伸朗委員、以上の方々をご指名させていただきたいと存じます。

また、このほか、専門委員、景観構造分野の専門委員として東北芸術工科大学教授の山畑信博先生を指名させていただき、合わせて計10名の小委員会とさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○有賀会長 ありがとうございます。それでは、議決のとおり2つの小委員会を設置し、調査審議を行ってまいりたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

次に、広告物審議会の昨年度の実績について、事務局からご説明をお願い申し上げます。

○田原課長代理 屋外広告物担当の課長代理をしております田原と申します。私のほうから説明させていただきます。

資料は3になります。平成30年度は本審を1回、規格等検討小委員会を2回、特例小委員会を4回、合計7回の開催をいたしました。

まず、第1回特例小委員会を平成30年6月20日に開催しております。こちらの案件

としましては、有楽町駅周辺地区の屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業としまして、広告料収入をまちづくりの取り組みに充当するエリアマネジメント支援の事業地区としまして、禁止区域となっております有楽町駅前の広場におきまして、イベント等に伴い、立て看板や広告旗等の商業広告を掲出することについてご審議いただきました。自主審査の詳細な審査基準等を検討する期間を設けるため、年末までの試行期間としてご承認いただきました。

次に、第2回特例小委員会、平成30年9月11日開催で、案件は3件ございました。1つ目が新宿副都心エリアの屋外広告物を活用したエリアマネジメント支援事業としまして、都庁の北側の都道の4号街路の歩道上に、国家戦略道路占用事業の一環としまして道路と公開空地とを一体的に活用するイベントの実施に伴い、商業広告入りの街路灯フラッグ等を掲出することにつきまして、新規指定のエリアマネジメント支援事業としてご審議いただきました。こちらは新規の指定となりますので、期間を3年間としてご承認いただきました。

2つ目、「日比谷公園ガーデニングショー2018」における第三者広告の掲出についてです。日本3大ガーデニングショーの1つであります日比谷公園のガーデニングショーにつきまして、イベントの案内板等を道路上に掲出するというご審議いただき、ご承認いただきました。

3点目、新虎通りの道路空間等を活用した屋外広告物の掲出について、「東京ハーヴェスト2018」でございます。こちらは新虎通りで東京ハーヴェストという食のイベントを開催されるのに伴いまして、イベントの協賛広告入りの街路灯フラッグを掲出するというご審議いただき、ご承認いただきました。

3番目、第1回規格等検討小委員会、平成30年11月26日に開催してございます。案件は、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物の規制についてということで、規制の見直しにつきご審議いただき、そこで皆様からいただきました意見を踏まえて引き続きご審議いただくこととなりました。

続いて、4番目、第3回特例小委員会、平成30年12月3日の開催は、全9件の審議内容でございました。

1つ目は、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制ということで、11月の規格等検討小委員会に引き続き特例小委員会の委員の皆様にも規制の見直しにつきご審議いただきました。

2点目、渋谷駅前におけるプロジェクションマッピングの実施についてです。渋谷駅前で行われます年末のカウントダウンのイベントに伴いまして、渋谷の東急東横店の壁面にプロジェクションマッピングを実施することについてご審議いただき、ご承認いただきました。

3点目、エリアマネジメント支援事業で有楽町駅の周辺地区のところでございますが、こちらは6月に試行期間として認めていただきましたものにつき、その間、自主審査基準をさらに検討いただいたところございまして、こちらの審査基準に基づきまして改めて3年間の期間ということでご審議いただき、エリマネ指定の地区としてご承認いただきました。

4点目、こちらもエリアマネジメント支援事業で、新虎通り地区になります。新虎通りの街路灯へ商業広告系のフラッグ掲出のほか、新虎通りの歩道内にあります道路内建築物の壁面を利用した広告物の掲出についてご審議いただき、3年間の期間で新規指定としてご承認いただきました。

5点目、港区が設置する配電地上機器を活用した屋外広告物の掲出については、田町駅前にあります配電地上機器の上に設置しましたデジタルサイネージにつきまして、公共情報とともに商業広告を掲出する港区の実証実験につき、ご審議いただき、承認いただきました。

6点目、新宿区歌舞伎町地区のビジョンの設置についてです。歌舞伎町シネシティ広場の周辺地区におきまして建設予定の再開発ビルに、条例の規格を超える大型のビジョンを設置するというにつき、歌舞伎町地区におけるエリアマネジメント支援事業の掲出物件としてご審議いただきました。

なお、エリマネ支援事業の指定地区としましては、別途ご審議いただく予定としております。

7点目、天王洲エリアの壁面アートの表示についてです。こちらは天王洲地区におきまして、アートの活用によって天王洲アイルを魅力あるまちづくりを図るということに伴いまして、建築物の壁面に条例の規格を超えるアートをエリア内に5カ所掲出することにつき、ご審議いただき、ご承認いただきました。

8点目、民間施設を活用した東京2020大会エンブレム等の装飾についてです。こちらは東京2020大会の機運醸成を図るため、目黒区内の建築物の壁面におきまして、条例の規格を超える大きさの大会エンブレム等を掲出することについてご審議いただき、ご

承認いただきました。

9点目、東京2020大会のカウントダウンクロックの設置についてです。こちらは大会に向けましてカウントダウンクロックを禁止区域に設置することにつきましてご審議いただき、ご承認いただきました。

5番目です。第2回規格等検討小委員会で、平成31年1月23日開催です。こちらは11月開催の規格等検討小委員会でいただきましたご意見を踏まえまして、プロジェクションマッピングの基本的な考え方や取り扱い基準等につきご審議いただき、本審議会に上申いただくということになりました。

6番目、第1回本審議会、平成31年2月21日開催です。こちらはプロジェクションマッピングに係る屋外広告物の規制について、基本的な考え方や取扱基準の案、また実証実験等につきまして本審議会でご審議いただき、ご承認いただきました。

このほか、平成29年度の広告物審議会の実績をご報告させていただきました。

7番目、第4回特例小委員会、平成31年3月7日開催です。こちらは2件審議事項がございました。「TOKYOガンダムプロジェクト」に伴うアニメキャラクターの立像の掲出については、お台場のダイバーシティに設置してありますユニコーンガンダムの像につきまして、許可の更新に伴い、ご審議いただいたものでございます。

2点目の渋谷駅街区東棟におけるデジタルサイネージの実証実験の実施についてということで、渋谷駅の街区に建設されます渋谷スクランブルスクエアに、条例の規格を超える大型のデジタルサイネージを設置するという計画がされておまして、運用開始の前に実証実験を行うこととして、今回、第1段階の実証実験の実施についてご審議いただき、ご承認いただきました。

案件は以上でございます。

○有賀会長 どうもありがとうございました。ただいまの資料3について、昨年度の2つの小委員会並びに本審議会の審議実績についてご説明いただいたところですが、何かご意見やご質問がございましたら、ご発言をよろしくお願い申し上げます。いかがでしょうか。どなたからでも結構でございます。

一番最後にご説明いただいた渋谷駅街区東棟の実証実験、これはスケジュールはどうなっているんですか。

○田原課長代理 6月中に計画しておまして、天候もよかったおかげで順調に進んでいると報告を聞いております。この7月以降で検証結果を取りまとめていただき、ご報告い

ただくことと、また、それを踏まえて特例小委員会のほうでご審議いただく予定としております。

○有賀会長 アーバンコアを予感させるような大きな逆三角形の、逆さになった逆三角形の表示面積によく合うような掲出広告、映像をおつくりいただけるようにということも検討課題で申し上げたと思うんですが、この辺というのは、必ずしも9対16のいわゆる四角い分割された映像では意味がないのでということをお願いしたと思うんですが、これは事業者からは何かレンスポンスはありましたか。

○田原課長代理 事業者のほうでは、例えばですけど、あそこで若手のクリエイターさんによる、あの形を特別に生かしたようなものをつくってもらうイベントですとかコンテストを開催したりですとか、そういったことを企画したりというのは聞いております。

あと、広告の出し方についても、先生たちからいただいております形を生かしたというところで、今、継続して検討をいただいているところになります。

○有賀会長 なるほど。ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上で本日予定の議題はすべて終了ということでございますので、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願ひいたします。

○米田緑地景観課長 有賀会長、どうもありがとうございました。

これを持ちまして本日の東京都広告物審議会を閉会させていただきます。委員の皆様、どうもありがとうございました。

午前10時31分閉会